

全議第 208 号

平成 30 年 11 月 15 日

全国 各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会  
会長 柳 居 俊 学

## 厚生年金への地方議会議員の加入に関する要請について（依頼）

議長各位におかれましては、日頃より本会の活動に対し、ご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、厚生年金への地方議会議員の加入につきましては、去る 11 月 1 日開催の本会総会において改めて決議し、その実現方を強力に要請しているところであります。しかしながら、現時点では、自由民主党内において今臨時国会への関連法案の提出に向けた合意には至っていない状況にあります。

こうした中、昨 11 月 14 日開催の役員会において、来年の統一地方選挙前の最後の機会となる今臨時国会に関連法案を提出し、確実に成立させるためには、関係国会議員に対して更なる要請を行い、理解を得ることが重要とされました。

つきましては、議長各位には、別添「要請のポイント」を参考に、地元選出国会議員に対し直接ご要請いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、12 月議会開会前の大変お忙しいところ恐縮でございますが、11 月 26 日（月）までにご要請いただき、要請に対する国会議員の反応について、全国都道府県議会議長会事務局（担当：都道府県議会議員共済会業務部）まで報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(担当)

都道府県議会議員共済会

業務部

TEL:03-5212-9160

Mail

## 要請のポイント

この臨時国会に厚生年金へ地方議会議員が加入するための法律案を提出し、会期中の成立をお願いしたい。

1. 地方議会議員の職務の実態は、本会議や委員会に出席するだけでなく日常的な活動が議員活動の多くを占めており、一般サラリーマンと同様若しくはそれ以上の時間と労力を費やして議員活動が成り立っている。

そうした実態を踏まえれば、厚生年金に加入することについては、当然のことと考える。

2. 我々が勝手に要望を立ち上げているのではない。7年前の衆・参総務委員会における全会一致の附帯決議の有為な人材確保を基として活動している。

地方議会議員の身分と年金制度について、どう考えるかということである。

3. 統一地方選挙前の最後の機会と捉えており、実現に向けてぜひともご尽力をお願いしたい。

## 厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現されたい。

以上、決議する。

平成30年11月1日

全国都道府県議会議長会